



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表
令和7年6月23日

報道関係者各位

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 二木多賀子
地方産業安全専門官 高梨雅文
(電話) 022-299-8839
(夜間) 022-207-3793

宮城労働局長による

「全国安全週間公開安全衛生パトロール」を実施します

宮城労働局（局長 おやけえいさく 小宅栄作）では、全国安全週間（7月1日から7日まで本週間、6月1日から6月30日まで準備期間）の取組の一環として、7月2日（水）、労働局長による全国安全週間公開安全衛生パトロールを実施します。

宮城県内の建設業の労働災害は、令和6年の休業4日以上^{おやけえいさく}の死傷者数（コロナ除く。）が269人（うち死亡3人）となり、いずれも前年比で減少になりました。令和7年は5月末現在の休業4日以上^{おやけえいさく}の死傷者数は97人（うち死亡0人）で前年の同月と比較すると減少しています。

しかしながら、令和6年の建設業の災害は、従来から多発傾向にある墜落・転落災害が最多となっており、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害と続き、重篤な障害を残したり、休業が長期化する災害が依然として発生しています。

また、近年、全国的に熱中症による死傷災害が夏季を中心に発生していることを鑑み、本年6月1日から職場における熱中症対策を講じることが義務化されました。

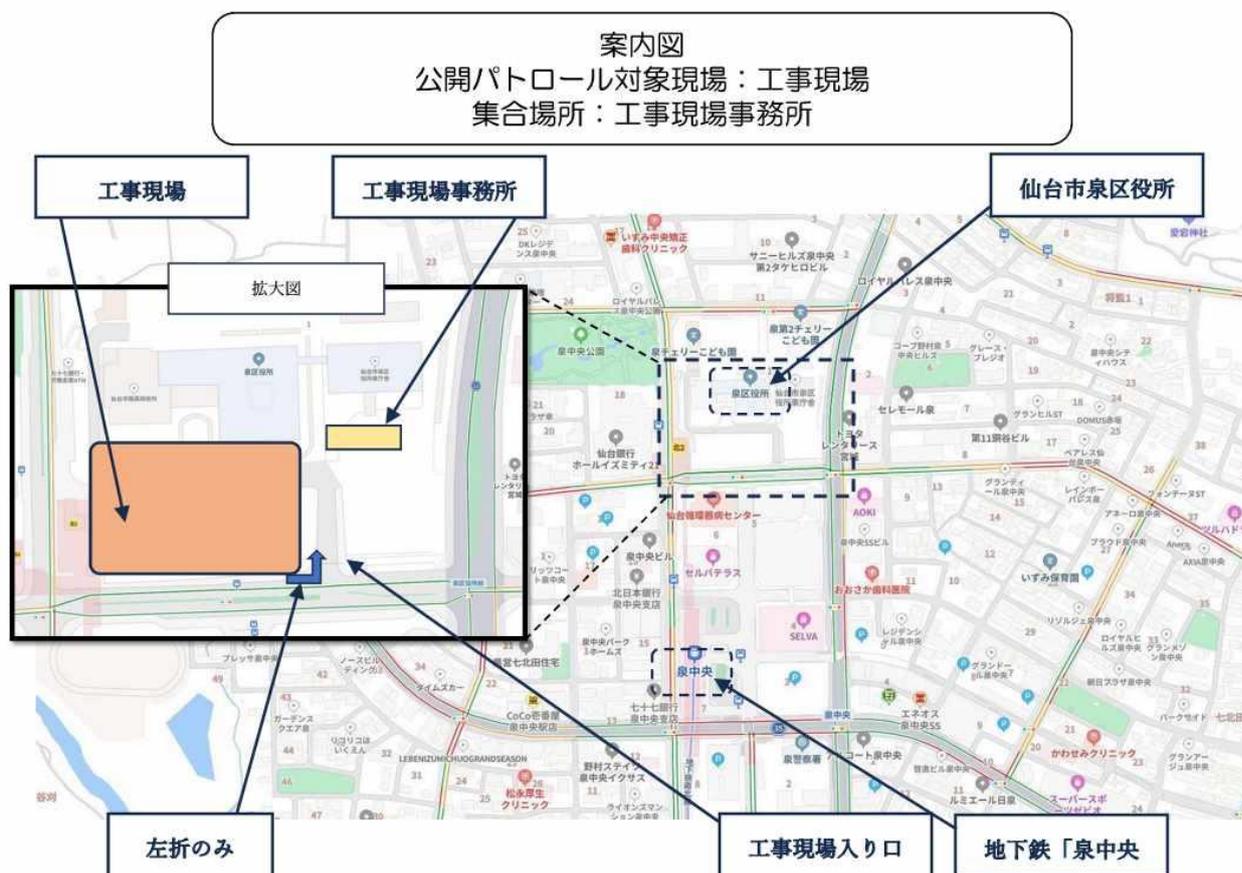
本パトロールは、建設三大災害（建設重機災害、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害）の防止及び熱中症の防止対策の徹底等と呼び掛けること、並びに県内における安全意識の高揚と安全衛生活動の促進することを目的として、以下のとおり実施します。

- 1 日 時：令和7年7月2日（水）午前9時45分～午前11時30分（予定）
- 2 パトロール現場について
 - （1）工事名称：仙台市泉区役所建替事業／新庁舎新築工事
 - （2）施工者：清水・阿部建設工事共同企業体 工事作業所長 二階堂洋平
 - （3）所在地：仙台市泉区泉中央二丁目1-1他（泉区役所敷地内）
 - （4）工事概要：資料1参照
- 3 集合時刻及び場所
 - （1）集合時刻：午前9時30分
 - （2）集合場所：工事事務所
仙台市泉区泉中央二丁目1-1他（泉区役所敷地内）
- 4 詳細について 資料2のとおり



【別添】

- 資料1：仙台市泉区役所建替事業／新庁舎新築工事 工事概要
資料2：令和7年度 全国安全週間公開安全衛生パトロール実施要領
資料3：第98回 全国安全週間リーフレット
資料4：令和7年 宮城県内における労働災害発生状況



※ 取材に当たっての留意事項 (お願い)

- (1) 取材をご希望される方は、事前に別紙の「取材連絡票」によりご連絡願います。
当日、事前連絡のない取材には応じられませんので、取材を希望される場合は必ず「取材連絡票」により事前にご連絡ください。
- (2) 現場内に駐車場はありますが、駐車台数に限りがあるため公共交通機関を使用できる場合は極力お車でのご来場はお控えください。お車でご来場の際はあらかじめ事務局あて「車種」「車両ナンバー」をお伝え願います。
- (3) 当日は、午前9時30分までに工事事務所1階（仙台市泉区泉中央二丁目1-1他）泉区役所敷地内）会議室にお集まりください。
- (4) 保護帽（ヘルメット）の持参をお願いします。
- (5) 靴はスニーカー等動きやすいものを履いてください。
- (6) 取材に際しては、安全確保等のため、通路等からの逸脱、立入禁止箇所への侵入はご遠慮ください。現場工事関係者及び宮城労働局職員の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

宮城労働局長 全国安全週間公開安全衛生パトロール
巡視ルート（予定）について
（別添工事現場作業ヤード航空写真参照）

- 【1】 工事事務所 → 工事現場
- 【2】 工事現場付近朝礼広場において、元請負人及び下請負人の職長ほか現場作業員に対し局長から激励
- 【3】 朝礼広場から作業ヤード北側通路を西側に向かって移動。工事用車両及び作業員通路の区分状況、安全な幅員確保の状況を確認
（速度制限、接触等防止対策の具体策を確認）
- 【4】 作業ヤード北側から作業ヤード西側へ移動。地下鉄との近接工事に係わる自動変位測定機の概要を確認
（現場作業員の安全に直接関係しないが、周辺環境に対する対応を確認）
- 【5】 作業ヤード西側から基礎工事の進捗状況を確認
（当日行われている作業及び専門工事業者の配置状況、職長等の作業管理状況や想定される災害に対する危険防止対策を確認）
- 【6】 作業ヤード西側休憩所にて熱中症対策について、6月の規則改正を踏まえた対応（「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」）、WBGT 値のモニター方法、休憩場所、水分補給等の具体的対策を確認
- 【7】 作業ヤード西側から地下ピット作業エリア付近において、作業スペースの確保状況、建設三大災害（墜落等災害、重機・クレーン災害、崩壊・倒壊災害）に対する危険防止対策について確認
- 【8】 再び作業ヤード西側から作業ヤード北側を通過して工事事務所へ向かう
（戻りつつ、前半に確認していない箇所や掲示物等について、必要があれば確認）
- 【9】 工事事務所に到着後、作業員の休憩場所などを確認

※ 巡視ルートは予定であり、当日の作業状況等、諸事情により変更することがあります。

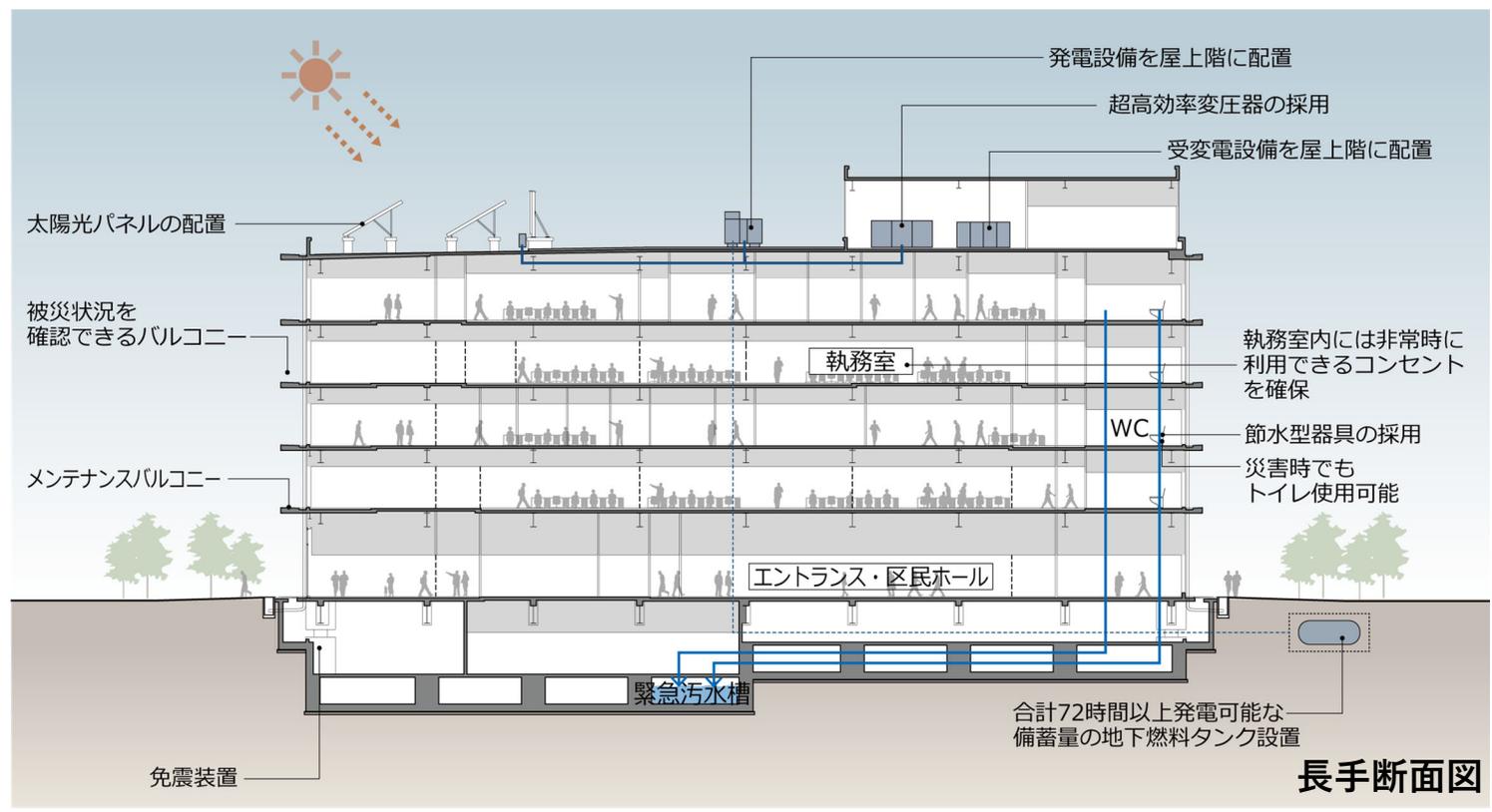
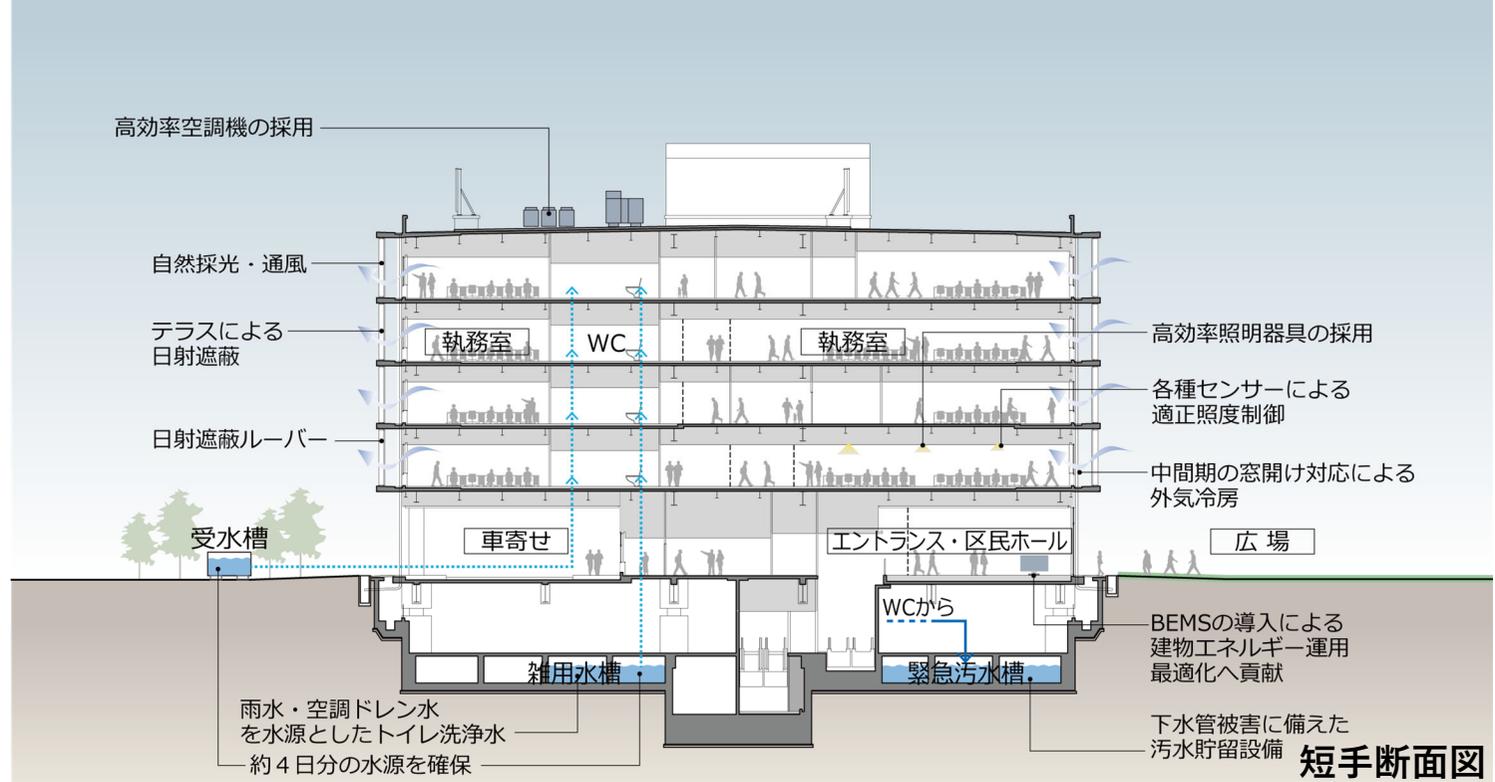
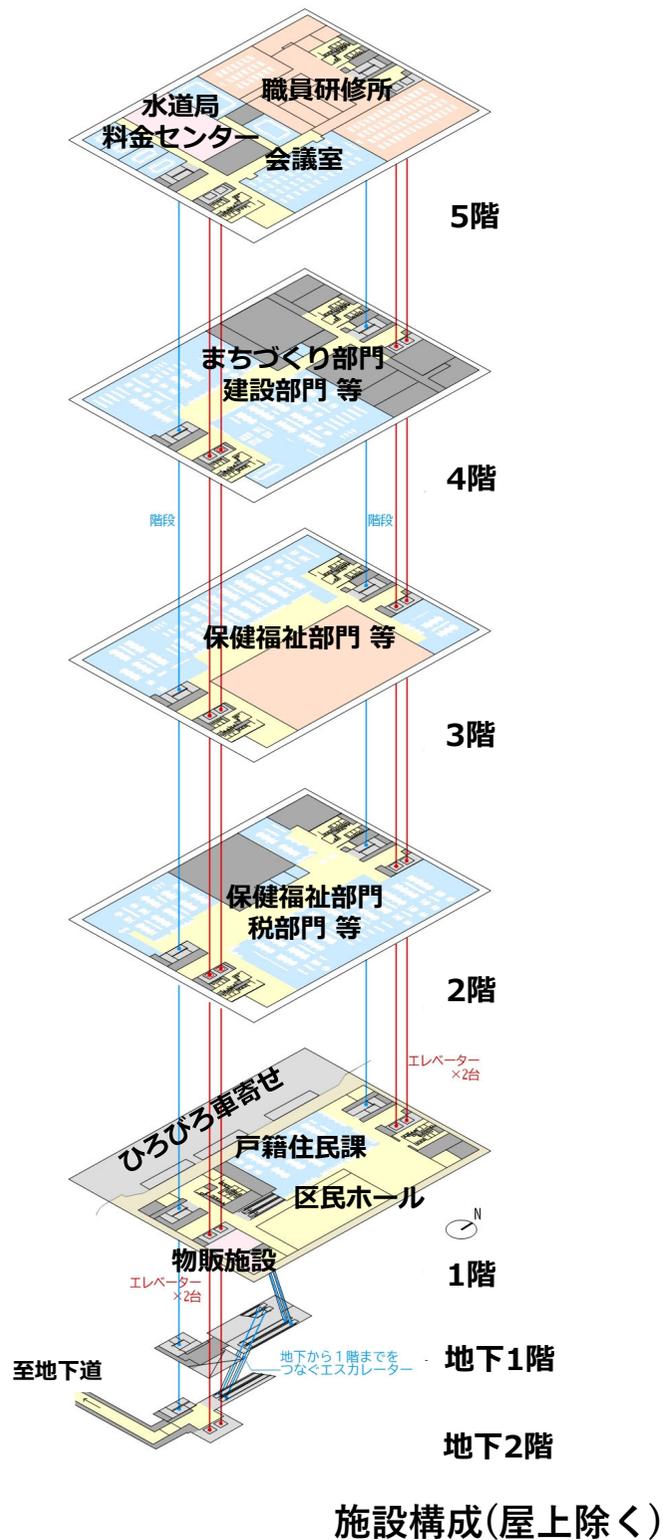
工事概要

- ◆ 工事名称 : 仙台市泉区役所建替事業/新庁舎新築工事
- ◆ 工事場所 : 宮城県仙台市泉区泉中央2丁目1-1
- ◆ 発注者 : 三菱地所株式会社 東北支店
- ◆ 設計 : 株式会社三菱地所設計
- ◆ 施工 : 清水・阿部建設工事共同企業体
- ◆ 建物用途 : 庁舎
- ◆ 工期 : 2025年1月6日～2026年10月30日(22ヵ月)
- ◆ 敷地面積 : 4,450.36 m²
- ◆ 建築面積 : 2,837.72 m²
- ◆ 延床面積 : 14,371.17 m²
- ◆ 建築規模 : 地上6階、地下2階・塔屋 無
- ◆ 構造 : 地上S造、地下RC造



敷地南東側からのイメージパース

※色・デザイン等は今後変更となる場合があります



令和7年度 全国安全週間 公開安全衛生パトロール 実施要領

宮城労働局労働基準部健康安全課

1 趣旨

全国安全週間（本週間：7月1日から7月7日まで、準備期間：6月1日から6月30日まで）における取組として、安全衛生意識の向上及び安全衛生管理活動の活性化を図り、建設三大災害の防止及び熱中症の防止対策の状況を確認することにより、県内の事業場における労働災害防止を推進することを目的に、宮城労働局長による安全週間公開安全衛生パトロールを実施するもの。

2 主催者

宮城労働局

3 日 時

令和7年7月2日（水）午前9時45分から午前11時30分（予定）

4 パトロール対象工事現場

工 事 名：仙台市泉区役所建替事業／新庁舎新築工事

所 在 地：仙台市泉区泉中央二丁目1-1他（泉区役所敷地内）

施 工 者：清水・阿部建設工事共同企業体

工事作業所長：二階堂 洋平

5 パトロール実施者

宮城労働局

仙台労働基準監督署

建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議

6 パトロール実施予定表

時 刻	所要時間	内 容	担当者	備 考
(9:30~)		現場集合		工事事務所 会議室
9:45~9:55	10分	挨拶	宮城労働局・ 施工者	5分*2
9:55~10:00	5分	出席者紹介	司会	
10:00~10:15	15分	工事概要・作業状 況等の説明	施工者	
10:15~10:20	5分	パトロール注意事 項説明	司会	
10:20~11:10	50分	パトロール (移動時間を含む)		工事現場に移動
11:10~11:25	15分	総評	宮城労働局・仙台 労働基準監督署・ 関係団体	工事事務所 会議室
11:25~11:30	5分	施工者回答	施工者	工事事務所 会議室
(~11:45)		解散		

第
98
回

全国安全週間

期間 令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 複雑工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



● 職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

● 労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年6月10日 作成

宮城労働局

業種別	令和4年全期		令和5年全期		令和6年全期		令和6年 1月～5月		令和7年 1月～5月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2567	15	2543	19	2420	11	818	4	836	3	18	2.2%	-1	-25.0%
製造業	440	4	410	4	459		145		137		-8	-5.5%		
食料品製造業	203		211		204		55		64		9	16.4%		
水産食料品製造業	65		73		68		20		21		1	5.0%		
その他	138		138		136		35		43		8	22.9%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	9		4		7		3		2		-1	-33.3%		
木材・木製品製造業	21	2	9	1	15		4		8		4	100.0%		
家具・装備品製造業	3		1		4		2		1		-1	-50.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	13		4		4		1		1					
印刷・製本業	2		7		11		7		2		-5	-71.4%		
化学工業	11		8		16		3		9		6	200.0%		
窯業土石製品製造業	21		18		19		6		5		-1	-16.7%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	9	1	8		12		5		3		-2	-40.0%		
金属製品製造業	30		33	1	51		27		13		-14	-51.9%		
一般機械器具製造業	17		18		12		3		2		-1	-33.3%		
電気機械器具製造業	34		28	1	28		9		8		-1	-11.1%		
輸送用機械等製造業	24		17	1	26		8		4		-4	-50.0%		
造船業	12		4	1	9		2		1		-1	-50.0%		
その他	12		13		17		6		3		-3	-50.0%		
電気・ガス・水道業	3		6		4		1		2		1	100.0%		
その他の製造業	40	1	38		46		11		13		2	18.2%		
鉱業	8		10	2	4		2		1		-1	-50.0%		
土石採取業	8		9	2	3		1		1					
その他			1		1		1				-1	-100.0%		
建設業	309	5	300	4	269	3	102		97		-5	-4.9%		
土木工事業	102	3	86		75	2	31		26		-5	-16.1%		
建築工事業	153	1	164	2	148		49		40		-9	-18.4%		
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	52		48		35		11		14		3	27.3%		
木造家屋建築工事業	58		57	1	43		14		19		5	35.7%		
建築設備工事業	12		10		8		4		1		-3	-75.0%		
その他の建築工事業	31	1	49	1	62		20		6		-14	-70.0%		
その他の建設業	54	1	50	2	46	1	22		31		9	40.9%		
運輸交通業	363	2	369	1	334	1	131		135		4	3.1%		
鉄道・軌道・水運・航空業	7		4		5		4		3		-1	-25.0%		
道路旅客運送業	34		51		30	1	8		15		7	87.5%		
道路貨物運送業	319	2	312	1	297		118		117		-1	-0.8%		
その他の運輸交通業	3		2		2		1				-1	-100.0%		
貨物取扱業	23		21	1	23	1	11	1	3		-8	-72.7%	-1	-100.0%
陸上貨物取扱業	16		17		20	1	10	1	2		-8	-80.0%	-1	-100.0%
港湾運送業	7		4	1	3		1		1					
農業	23	1	30		20		8		8					
林業	24		32	1	46	4	15	3	3		-12	-80.0%	-3	-100.0%
畜産・水産業	33	1	32		30		7		17	1	10	142.9%	1	
商業	497		443	3	447		138		146		8	5.8%		
卸売業、小売業	435		392	2	400		125		125					
その他	62		51	1	47		13		21		8	61.5%		
金融・広告業	23		28		22		6		7		1	16.7%		
映画・演劇業	2		2		2		1				-1	-100.0%		
通信業	33		25		16		5		16		11	220.0%		
教育・研究業	43		41		27	1	10		13		3	30.0%		
保健衛生業	300		347		308		102		99		-3	-2.9%		
接客娯楽業	181		179	1	181		51		50		-1	-2.0%		
旅館業	35		37	1	34		7		12		5	71.4%		
ゴルフ場	13		6		19		3		7		4	133.3%		
その他	133		136		128		41		31		-10	-24.4%		
清掃・と畜業	154	1	135		117		46		50	1	4	8.7%	1	
ビルメンテナンス業	81		76		58		26		22		-4	-15.4%		
廃棄物処理業	63	1	47		45		14		26	1	12	85.7%	1	
その他	10		12		14		6		2		-4	-66.7%		
官公署	3		4		2		1		4		3	300.0%		
その他の事業	108	1	135	2	113	1	37		50	1	13	35.1%	1	
警備業	40		52		34	1	12		19	1	7	58.3%	1	
その他	68	1	83	2	79		25		31		6	24.0%		
陸上貨物運送業	335	2	329	1	317	1	128	1	119		-9	-7.0%	-1	-100.0%
第三次産業	1345	2	1339	6	1235	2	397		435	2	38	9.6%	2	
小売業	358		327	1	350		110		101		-9	-8.2%		
飲食店	111		113		106		34		28		-6	-17.6%		
社会福祉施設	232		259		253		85		79		-6	-7.1%		

1. 死傷件数は令和7年5月末日までに発生した災害について令和7年6月9日までに確認できた労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの(速報)により計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和7年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年6月10日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の水産業 (7.2.9)	1～9人	2メートル未満からの墜落・転落	被災者は海苔養殖作業を行うため船着き場まで移動した。船が稼働しないため船着き場へ確認に向かったところ、舳が解かれてエンジンがかかった状態の船が漂っており、被災者が水面にうつ伏せの状態で見つかった。
	1月	10時台	その他の乗物	
2	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	県道において、道路工事の片側交通規制に伴う一般車両の交通誘導をしていたところ、直進してきた軽自動車に激突され、全身を強く打ち死亡した。
	3月	10時台	乗用車、バス、バイク	
3	産業廃棄物処理業 (15.1.2)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	建設廃材の破砕等を行う施設内において、始業前点検（機械を空運転）をしていたところ、ベルトコンベアのプーリー部分に腕を巻き込まれた。
	4月	13時台	コンベア	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。